

令和5年1月 月例報告会 報告事項一覧

令和5年1月25日

所管課	報告事項		
総務課・すこやか健康課・上下水道課	新型コロナウイルス感染症対応について	・・・	1
総務課	琴浦町犯罪被害者等支援条例(案)について	・・・	3
	東伯総合公園ほか改修・運営事業の方針の見直しについて	・・・	7
企画政策課	琴浦町公式YouTubeの活用について	・・・	8
	旧安田小学校改修工事のスケジュール変更について	・・・	9
	移住定住に係る報告について	・・・	11
商工観光課	エネルギー価格高騰に係る経済対策事業の進捗状況について	・・・	13
農業委員会事務局	農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選について	・・・	14
社会教育課	令和4年度琴浦町元旦マラソン&ウォーキング大会について	・・・	15

新型コロナウイルス感染症対応について

総務課・すこやか健康課・上下水道課

1 施設等の休園・休校等の対応について(1月20日時点)

施設名	内容・対応等
やばせこども園	12月7日(水) 一部休園 12月12日(月) 一部休園 12月16日(金)～19日(月) 休園 クラスタ認定 12月22日(木) 一部休園 12月24日(土) 一部休園 12月27日(火) 一部休園 1月10日(火) 一部休園 1月20日(金) 一部休園
しらとりこども園	12月10日(土) 一部休園 12月12日(月)、13日(火) 休園 クラスタ認定 12月20日(火) 一部休園 12月24日(土) 休園 1月7日(土) 休園
こがねこども園	12月20日(火) 一部休園 12月23日(金) 一部休園 1月13日(金) 一部休園 1月21日(土) 一部休園
ことうらこども園	12月22日(木) 一部休園 1月10日(火) 休園 1月20日(金) 休園
浦安小学校	12月20日(火) 学級閉鎖
赤碕小学校	12月13日(火) 学級閉鎖
東伯中学校	12月13日(火) 学級閉鎖
赤碕中学校	12月21日(水)、22日(木) 学級閉鎖

2 琴浦町営斎場の対応について(上下水道課)

(1) 感染防止対策について

令和2年8月6日より以下のとおり感染防止対策を実施しています。

対応については、状況により変更となる場合があります。

		通常の火葬	新型コロナウイルスで亡くなられた方の火葬
待合室・待合ホール		利用を中止 火入れから収骨までの待ち時間は、自宅または車で待機	
会葬者	基本事項	斎場内でのマスク着用 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触のある方、体調の悪い方(37.5以上の発熱、味覚・嗅覚の違和感、咳症状等)の来場の自粛	
	人数制限	会葬される人数をできる限り絞り来場	3名までに制限
火葬開始時間		1日3回に制限 午前9時30分、正午、午後2時30分	原則1日1件の対応 火葬開始時間は町が指定
斎場職員		マスク・手袋を着用	マスク・手袋に加え、ゴーグル・保護衣を着用

(2) 業務縮小について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1月14日(土)から30日(月)までの期間、琴浦町営斎場の業務を縮小しています。

期間	令和5年1月14日(土)から30日(月)
内容	・火入れ回数 2回(従来 3回) ・火入れ時刻 10:00、14:30(従来 9:30、12:00、14:30)

3 新型コロナウイルスワクチン接種について(すこやか健康課)

(1) 12歳以上接種

ア 1～5回接種者数等(1月10日時点)

接種回数	対象年齢	接種人数	うちオミクロン株(接種人数)	接種率
1回目	12歳以上	13,676人	-	91.2%
2回目		13,592人	-	90.7%
3回目		11,297人	(319人)	75.4%
4回目		7,869人	(2,077人)	52.5%
5回目		4,641人	(4,637人)	31.0%

接種率は、集計時点の満12歳以上人口を分母として算出

オミクロン株(接種人数 7,033人、接種率 46.9%)

(2) 小児(5～11歳)接種(対象者数約960人)

ア 1回目接種 209人

イ 2回目接種 202人

ウ 3回目接種 65人

(3) 乳幼児(6か月～4歳)接種(対象者約500人)

ア 1回目接種 16人

イ 2回目接種 8人

琴浦町犯罪被害者等支援条例(案)について

総務課

1 概要

誰もががある日突然犯罪等に巻き込まれるおそれがあり、犯罪被害者やその家族又は遺族は、直接的な被害に加え、うわさや中傷などによる二次的な被害をうけることがあります。

こうした状況を踏まえ、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻せるよう、実情に合わせた支援を推進し、被害の早期回復および軽減を図ることを目的として条例の制定を検討しています。

2 条例案の概要

(1) 基本理念

ア 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること

イ 犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等、状況その他の事情に応じて、適切に行われること

ウ 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること

(2) 町の責務

ア 基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し町の状況に応じた施策を策定、実施する。

イ 国、県、犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体その他の犯罪被害者等の支援を行う者と相互に連携を図る。

(3) 町が実施する施策

ア 相談及び情報の提供、情報

イ 経済的負担の軽減

ウ 日常生活の支援

エ 居住の安定

オ 広報及び啓発

3 今後のスケジュール

時期	内容
1月17日から2月6日	条例(案)に関する意見募集
2月上旬から下旬	意見募集に係る条例案の検討
3月議会	条例案の上程

琴浦町犯罪被害者等支援条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、本町の犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに町及び町民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 町民 町内で暮らし、働き、学ぶ人又は事業を営む全ての人をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し町の状況に応じた施策を策定し、及び実施するものとする。

2 町は、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するに当たっては、国、県、犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体その他の犯罪被害者等の支援を行う者と相互に連携を図るものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、心理的な負担に配慮しながら、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 町は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 町は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金を支給するものとする。

2 見舞金の支給の対象となる者、見舞金の額その他見舞金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(日常生活の支援)

第8条 町は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等で町長が必要と認めるものに対し、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、町営住宅(琴浦町営住宅管理条例(平成16年琴浦町条例第181号)第2条第1号)に規定する町営住宅をいう。)への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 町は、二次的被害の防止及び犯罪被害者等の支援の必要性について町民の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 月 日から施行する。

東伯総合公園ほか改修・運営事業の方針の見直しについて

総務課

1 方針の見直しについて

特定事業選定前公募(事前公募)の結果及び特定事業選定のための予定対価算定の結果、当該事業を PFI 方式で実施する方針を見直すこととする。

2 事前公募の結果

当該事業への地元事業者の参画は、地域経済の活性化や事業機会創出の観点において必須と考えているが、事前公募においては、地元事業者の参画意向が十分に得られなかった。

3 予定対価及び VFM の算定

事業の予定対価及び従来手法との比較による VFM を算定した結果、事業範囲や事業期間の見直し、更に物価高騰の影響により、令和 2 年度の導入可能性調査時から大幅に事業費が増加することがわかった。

予定対価及び VFM 算定結果

単位：百万円

	今回算定分 (事業期間 15 年)	導入可能性調査時 (事業期間 10 年)
PSC(公共が自ら実施する場合のコスト)	4,935	1,755
PFI-LCC(PFI 手法の場合のコスト)	4,720	1,704
VFM	4.4%	2.9%

4 検討結果

見込まれる事業費の増加に対して地元事業者の参画意向が不十分と考え、PFI 方式での事業実施を見直すこととした。

今後は PFI 以外の方式による事業実施を検討する。

5 今後の予定

- ・令和 4 年度 事業実施方針を検討(PFI アドバイザリー業務)
- ・令和 5 年度 事業(改修方針、手法、財源等)の見直し
- ・令和 6 年度 事業実施

1 概要

文字だけでは伝わりづらい行政情報を写真や図をまじえて視覚的に分かりやすく伝えることと、若い世代を含めた幅広い世代へ行政情報を届けることを目的に、町公式 YouTube を活用して動画による情報発信を行う。

更新頻度	2回/月程度
更新内容	短時間で視聴できる町民向け行政情報
視聴対象（想定）	町民
更新方法	企画政策課が動画編集後、YouTube に動画を投稿

2 更新について

YouTube へ動画を投稿するにあたり、投稿した動画を分野ごとにまとめ再生リストに保管する。

再生リストとは

視聴者に見てもらいたい動画を、任意の分野ごとでまとめられる機能。音楽アプリのプレイリストと同じように、再生リスト内の「再生」ボタンから視聴すると、一つの動画を視聴し終わったあと次の動画が自動で表示される。

再生リストへまとめるメリット



- ・ 情報が内容ごとに分類でき、視聴者が動画を探しやすい。
- ・ 自動的に次の動画が再生されるため、視聴者に見てもらいやすい。
- ・ 同じコンセプトやシリーズの動画をまとめておくと、YouTube から関連性の高い動画と認識され、関連動画に表示されやすい。
- ・ 再生リストのタイトルに付けたキーワードが検索結果にヒットしやすくなる。

など

旧安田小学校改修工事のスケジュール変更について

企画政策課

1 概要

- ・ 旧安田小学校の改修時期を令和6年度とする。
- ・ 当初、令和5年度での工事实施を見込んでいたが、国の空き家対策総合支援事業補助金を活用するに当たり、スケジュールを見直す必要が生じたため。

〔スケジュール〕

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
変更前	→ 詳細設計	→ → 改修工事 移転	
変更後	→ 詳細設計	→ 未使用期間	→ → 改修工事 移転

2 理由

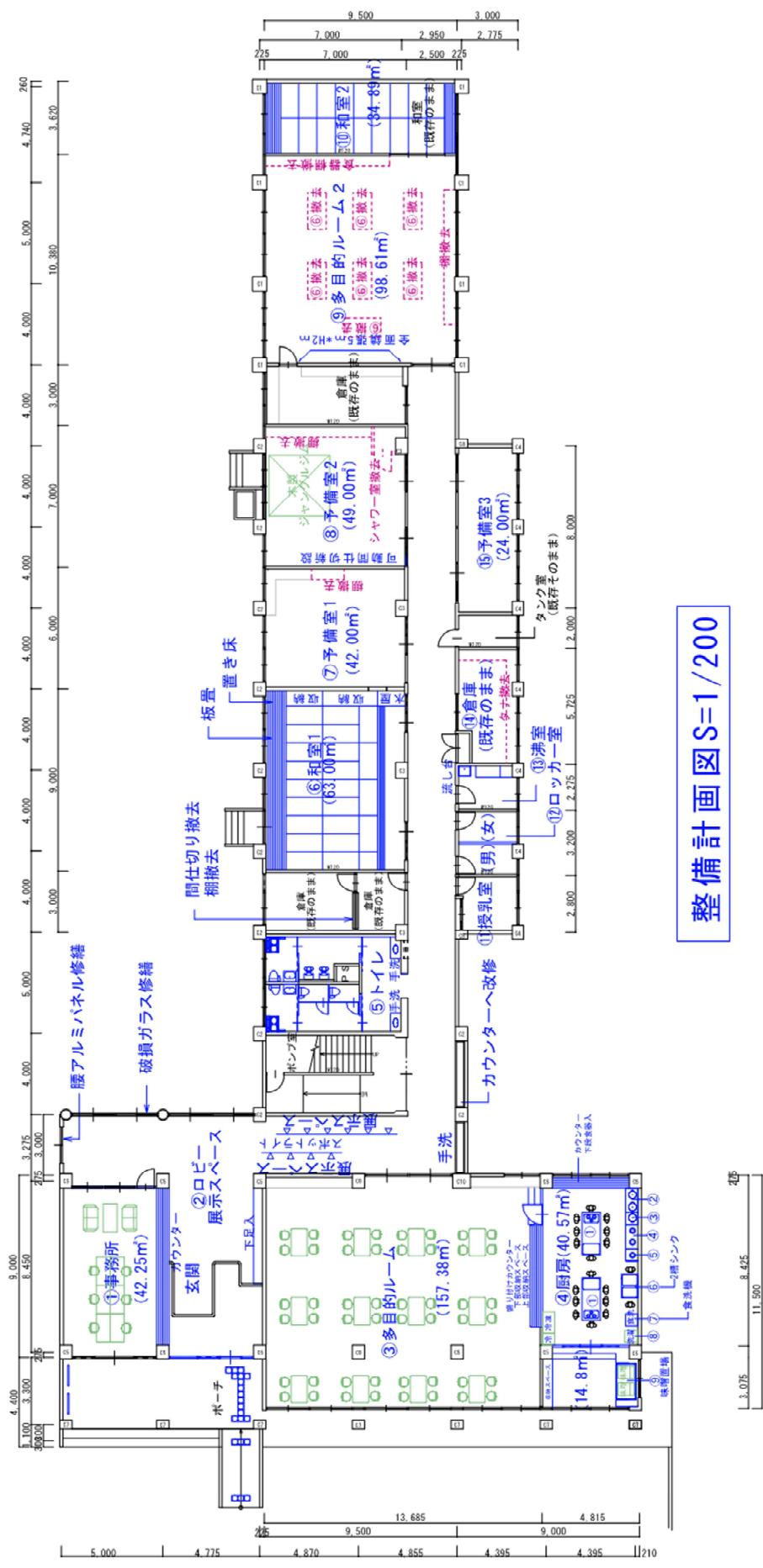
- ・ 国の空き家対策総合支援事業補助金(補助率 1/2)を活用する計画で、準備を進めていたところ、旧安田小学校は、現在、避難所及び投票所として活用されており、空き家に該当しないため補助対象とならないとの指摘を受けた。
- ・ 国土交通省、県と協議した結果、旧安田小学校を空き家として認定するには避難所指定を外したのち、建物を使用しない期間として1年間経過する必要があるとの指導を受けた。

3 今後の対応

- ・ 琴浦町防災会議において協議の上、旧安田小学校(校舎のみ)の避難所指定を解除する。時期は、令和5年3月を予定。なお、体育館、地区公民館の避難所指定は解除しない。
- ・ 改修工事完了後は、避難所として再指定する。時期は、令和7年3月を予定。

4 整備計画

- ・ レイアウト案 別紙のとおり
- ・ 概算事業費 1億3千万円



整備計画図 S=1/200

1 宝島社「2023年版 住みたい田舎ベストランキング」受賞について

【概要】

宝島社「田舎暮らしの本」2023年2月号(2023年1月4日発売)に掲載のランキング。「魅力的な移住先」を探るべく、全国の市町村を対象に、編集部の独自アンケートを実施。人口規模、世代、エリアなどの切り口でランキングを集計し、多くの市町村の魅力伝えるものです。毎年、移住先を検討するうえでのきっかけとして注目されると共に、ネット、テレビ、新聞など各種媒体でも紹介され、大きな反響があります。

【本誌掲載内容】

全国671市町村が参加。人口別にグループに分けて「人口1万人以上2万人未満のまち」の各部門ランキングを発表！

- 《総合部門》 全国第1位
- 《子育て世代が住みたいまち部門》 全国第1位
- 《シニア世代が住みたいまち部門》 全国第1位
- 《若者世代が住みたいまち部門》 全国第2位

併せて市町村の規模関係なく、エリア毎のランキングも発表！中国エリア(59市町村)の中でも上位にランクイン。

- 《総合部門》 中国エリア第1位
- 《子育て世代が住みたいまち部門》 中国エリア第2位
- 《シニア世代が住みたいまち部門》 中国エリア第4位
- 《若者世代が住みたいまち部門》 中国エリア第1位



【評価ポイント】

自然、商工業、農業、漁業が多岐に渡って盛んなところをはじめ、学校やこども園のICT整備をはじめ、学校図書館や保育士・学校支援員の配置など子育て・教育の環境づくり、奨学金や移住者向けの各種補助金による支援制度などを地道に行ってきたことが評価されました。近年の移住相談件数は前年度比260%、移住者数は前年度比132%と大幅な増加傾向であり、町全体が活気あふれる部分を取り上げていただきました。

【メディア取材等】

日本海テレビ、TSK山陰中央テレビ、BSS山陰放送(特集)、NHK鳥取、日本海新聞(表紙)、朝日新聞、山陰中央新報、東京FM(全国)、FM山陰等

2 令和4年度 鳥取県 IJU ターン BIG相談会 in 東京について

【主催】

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構

【開催日時】

2023年1月15日(日) 11:30～16:00

【会場】

東京交通会館 12 階ダイヤモンドホール(東京都千代田区有楽町 2-10-1)

【実績】

約3年ぶりの現地開催。イベント全体参加者は69組。

うち、琴浦町への移住相談件数9組、資料の請求依頼等1組。(前回移住相談3組)
中には具体的に移住を検討されている方もおられ、お試し住宅の申請等もありました。

3 NHK「いいいじゅー！！」琴浦町特集の放映について

【番組概要】

1つの市町村を舞台に新たな移住者をご紹介します。期待と不安を胸に、一歩踏み出そうとする姿に密着するドキュメンタリー。新たな土地で、新たな生き方を模索する移住者たちを、ナレーター・友達さんと共に応援します。今回は琴浦町の移住について特集いただきました。

【放映日時】

NHK BS プレミアム/NHK BS4K：2月2日(木) 19:30～19:59

NHK 総合：3月7日(火) 12:20～12:43

アプリ「NHK プラス」にて同時配信と7日間の見逃し配信あり

エネルギー価格高騰に係る経済対策事業の進捗状況について

商工観光課

1 趣旨

エネルギー価格の高騰により経営上の影響を受けた事業者の事業継続を支援するため、令和4年10月臨時議会において予算措置した、「琴浦町燃油・エネルギー価格高騰対策事業者交付金」の進捗状況を報告します。

2 対象者

町内に事業所・店舗を有する法人、個人事業主
(ただし、農林漁業、医療・福祉を主たる業とする者を除く。)

3 主な対象要件

令和4年4月から12月までの連続する任意の3か月に使用した「燃料費、電気代、ガス料金の合計額」が、前年同期間と比較して10%以上増加していること。

4 申請受付期間

令和4年11月1日(火)～令和5年1月31日(火)

5 交付申請状況(1月19日時点)

申請数 141件
申請額 26,650千円
進捗率 59.2%(1月臨時議会補正予算(案)に対する申請額の割合)

区分		交付額	申請数	申請額
年間売上高 (税抜)	1千万円未満	50千円	42件	2,100千円
	1千万円以上 5千万円未満	150千円	49件	7,350千円
	5千万円以上 1億円未満	200千円	14件	2,800千円
	1億円以上	300千円	36件	10,800千円
1か月の燃料費等の支払額計 1,000千円以上の場合に加算		200千円	(再掲)18件	3,600千円
合計			141件	26,650千円

6 今後のスケジュール

1月25日(水) 令和5年1月臨時議会(減額補正予算(案)上程)
1月31日(火) 申請受付締め切り
3月31日(金) すべての支払い完了

農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選について

農業委員会事務局

1 趣旨

現在の農業委員・農地利用最適化推進委員が、令和5年7月19日で任期満了を迎えることに伴い、委員の改選が行われます。

農業委員は、町が地域の農業者、農業団体等からの候補者の推薦及び公募を行い、町長が議会の同意を得て任命します。

農地利用最適化推進委員は、町内9地区(地区公民館単位)ごとに農業者等からの推薦及び公募を行い、農業委員会が委嘱します。

農業委員及び推進委員の推薦・公募の手続は、同時に行います。

2 任期及び定数

(1) 農業委員

ア 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

イ 定数 13人

ウ その他

- ・ 農業委員会の所掌事務に関して利害関係のない者(中立委員)を1人以上含める。
- ・ 年齢や性別等に著しい偏りが生じないように配慮する(女性や青年の登用促進)。

(2) 農地利用最適化推進委員

ア 任期 令和5年8月1日から令和8年7月19日まで

イ 定数 12人

ウ その他 農業委員会が定める町内9地区(地区公民館単位)ごとに募集

3 スケジュール

- ・ 2月17日 募集説明会の開催
- ・ 3月14日～ 募集開始(～4月13日)
募集の状況は、募集の中間及び募集期間終了後に公表
- ・ 4月下旬 農業委員候補者評価委員会の開催
- ・ 6月 町議会定例会(農業委員の選任同意について提案)
- ・ 7月20日 農業委員就任式
農地利用最適化推進委員評価委員会の開催
農業委員会総会の開催(農地利用最適化推進委員の選任同意について提案)
- ・ 8月1日 農地利用最適化推進委員委嘱式

令和4年度琴浦町元旦マラソン&ウォーキング大会について

社会教育課

1 元旦マラソン、ウォーキング大会の実施

新型コロナ感染予防や大雪により中止が続いた琴浦町元旦マラソン&ウォーキング大会を、3年ぶりに開催しました。

町内外から253人の参加があり、大変賑わいました。

- (1) 開催日時 令和5年1月1日(日) 9:30~
- (2) 集合場所
 - ア 東伯会場 総合体育館玄関前
 - イ 赤碓会場 役場分庁舎玄関前
- (3) 参加状況
 - ア 東伯会場 171人
 - イ 赤碓会場 82人
- (4) 主催 琴浦町スポーツ協会



[東伯会場の様子]



[赤碓会場の様子]